

「労務費見積り尊重宣言」



「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成30年9月18日
一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価6年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成25年7月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取り組みを行ってきた結果、年間約445万円(※)まで上昇してきたが、平成26年4月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均(年間約552万円)」という目標には、まだまだ2割以上の引き上げが必要である。

(※)2017年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る3月27日、石井国土交通大臣から建設業関係4団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休2日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いする。」との要請がなされた。

そのような中、(一社)建設産業専門団体連合会では、5月31日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

日建連としては、専門工事が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費(労務賃金)を確実に支払うことで元請として共同でこの好循環を促進するため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取り組みを推進するため、

- ① 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
- ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況を毎年フォローアップ・公表(※)し、取り組みの徹底を図る。

(※) 社名は出さない

令和5年4月3日

(有)大我組は、一般社団法人日本建設業連合会の「労務費見積り尊重宣言」に基づき、協力会社への見積り依頼に際して、適切な労務費(労務賃金)を明示した見積書の提出を求め、建設技能者の処遇改善に努めてまいります。

る。

- ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取り組みの徹底を図る。

（※）個社名は出さない

令和 5年 4月 3日

（有）大我組は、一般社団法人日本建設業連合会の「労務費見積り尊重宣言」に基づき、協力会社への見積り依頼に際して、適切な労務費（労務賃金）を明示した見積書の提出を求め、建設技能者の処遇改善に努めてまいります。